

令和3年度臨時種畜検査の実施について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査（都道府県知事が臨時に行う検査）を以下のとおり実施します。

| 検査年月日 | 検査場所 | 家畜の種類 |
|---------------|------|-------|
| 令和3年12月20日（月） | 塩尻市 | 豚 |

種畜検査とは

家畜改良増殖法第4条第1項の規定により、牛、馬及び豚（家畜人工授精の用に供するもの）の雄は、種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けていなければ、種付け、家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供することはできません。

臨時種畜検査とは

疾病その他やむを得ない事由等によって、（独）家畜改良センターが定期に行う検査を受けることができなかった牛、馬及び豚（家畜人工授精の用に供するもの）の雄を検査対象としています。

この臨時種畜検査を受け、交付された種畜証明書は、受検した都道府県内でのみ有効です。